

大和市監査委員告示第20号

令和3年7月16日付け大和市監査委員告示第18号をもって公表した市立病院に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月17日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

監査の結果	措置の内容
<p>(医事課) 診療費用の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・クレジット会社からの令和3年3月分の入金について、集計誤りが生じたものです。</li><li>・本件につきましては、速やかに、1,274,710円の過年度損益修正損の処理を行いました。</li><li>・再発防止のため、集計票の集計方法を確認し、修正いたしました。また、金額の確認作業について、ダブルチェック体制を改めて徹底することとしました。</li></ul>